

## 各務原都市計画景観地区の変更(各務原市決定)

都市計画グリーンランド柄山景観地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
グリーンランド柄山景観地区	約 6.1 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

項 目	内 容	備 考								
建築物の 形態意匠の制限	<p>[地区全体]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境、景観に配慮した空間の形成に配慮し、各戸の庭が自然と共存し、それらが集まって多自然型の街を形成する。</li> </ul> <p>[建築物全体]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の形態は建築物自体のバランスだけでなく、周辺の建築物の形態との調和、及び周辺の山並みや建築物のつくるスカイラインに配慮すること。</li> </ul> <p>[屋根]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋根形態については、勾配屋根を原則とする。なお、陸屋根であっても、ペントハウスがあり、その形態が勾配屋根に類するものであれば可とする。</li> <li>・ 瓦葺きを原則とする。ただし瓦葺きが適当ではない屋根構造の場合はこの限りではない。</li> </ul> <p>[外壁]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑豊かな住宅団地としての質を向上させるため、外壁部分に用いる素材は周辺の建築物との調和に配慮する。</li> </ul> <p>[色彩]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺環境との調和に配慮したものとし、背景となる山並みの色彩(背景色)との関係にも配慮する。</li> <li>・ 外観(外壁、屋根、外部建具)の色彩については、表1に掲げる色彩を用いないこと。ただし、各立面の 5%までについてはこの限りではない。なお、素材色(ガラス・無着色の金属板・木材など)を効果的に利用する場合や、地区全体のデザイン性の向上に寄与すると認められる場合は、表1の色彩を各立面の 5%を超えて使用することを認める。</li> <li>・ 色彩に関する表示については日本工業規格Z8721 に定められた規格とする。</li> </ul> <p style="text-align: center;">表1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">色 相</th> <th style="width: 40%;">彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0 R ~ 4.9 R / 5.1 Y ~ 10 Y</td> <td>5 以上のもの</td> </tr> <tr> <td>5 R ~ 5 Y</td> <td>7 以上のもの</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2.5 以上のもの</td> </tr> </tbody> </table>	色 相	彩 度	0 R ~ 4.9 R / 5.1 Y ~ 10 Y	5 以上のもの	5 R ~ 5 Y	7 以上のもの	上記以外	2.5 以上のもの	
色 相	彩 度									
0 R ~ 4.9 R / 5.1 Y ~ 10 Y	5 以上のもの									
5 R ~ 5 Y	7 以上のもの									
上記以外	2.5 以上のもの									

<p>建築物の 高さの最高限度</p>	<p>10m(階数 2 以下)とする。ただし、A 地区については小屋裏 3 階建てを認める。なお、建築物の高さは、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 2 条第 1 項第 6 号の規定によるものとする。</p>	
<p>壁面の 位置の制限</p>	<p>敷地境界線から 1m 以上後退することとする。 歩行者専用通路に面する境界については、その通路の境界線から 1m 以上後退することとする。なお、建築基準法に準じ、バルコニー壁面等も後退の対象とする。</p>	
<p>建築物の 敷地面積の最低限度</p>	<p>200 m<sup>2</sup>とする。</p>	